

令和6年度

## 第2回桂萱公民館運営推進委員会

日 時 令和7年3月6日（木） 午前10時～

場 所 桂萱公民館 1階 会議室



前橋市桂萱公民館

# 会 議 次 第

## 1 開 会

## 2 あいさつ 委員長

## 3 議 事

協議事項 1 令和6年度 桂萱公民館の総括報告について

協議事項 2 令和6年度 桂萱公民館の個別事業報告について

協議事項 3 次年度に向けて

協議事項 4 その他

## 4 閉 会

# 前橋市桂萱公民館運営推進委員名簿

任 期 (令和5年7月1日～令和7年6月30日)

	氏 名	役 職 名	備 考
委員長	齋 藤 進	桂萱地区自治会連合会長	R6.4.30～
副委員長	齋 藤 宗 治	桂萱学習グループ連絡協議会長	
委 員	荻 野 雅 志	前橋市立桂萱中学校長	
〃	岡 本 健 一	桂萱地区社会福祉協議会長	
〃	草 間 幹 雄	桂萱地区青少年健全育成会長	
〃	鳥 島 雅 彦	桂萱地区民生児童委員協議会長	
〃	設 楽 市 郎	桂萱老人クラブ連合会長	R6.5.13～
〃	吉 岡 一 男	桂萱地区生涯学習奨励員連絡協議会長	
〃	米 岡 輝 和	桂萱地区子ども会育成団体連絡協議会長	R6.4.10～
〃	宮 川 孝 子	桂萱地区保健推進員会長	
桂 萱 公 民 館 運 営 推 進 委 員 数 10名			

# 令和6年度桂萱公民館主催事業及び関連行事等の実施報告について

## (1) 桂萱公民館 経営の方針

- ・本館の経営にあたっては、第3期前橋市教育振興基本計画に基づき、「主体的な学びの実現」につながる学習機会の提供と、多様な主体をつなぐ「社会教育の拠点」としての公民館社会教育事業の充実、さらには個の学びを社会に還元できる「地域の担い手の育成と活用」を通じて、「地域づくりに生かす社会教育の推進」に取り組みました。

## (2) 重点施策と目標（市内公民館共通）

- ・以下に掲げる3つの施策を重点施策として位置付け、各事業を運営して参りました。  
 施策[1] 主体的な学びの実現につながる学習機会の提供  
 施策[2] 社会教育の拠点としての公民館社会教育事業の充実  
 施策[3] 地域で活躍する人材の育成と活用

## (3) 桂萱公民館としての事業運営方針

- ・事業の実施にあたっては「調査」「立案」「実施」「評価」の各段階において、以下の諸点に留意しながら取り組んで参りました。全事業 46 事業（95 コマ維持）

【視点】	【留意点 及び 事業・講座の実施状況】	【備考】
調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前年度アンケートの活用、運営準備委員の意見、各種団体からの希望調査等により、事業対象者の学習ニーズを的確に把握すること。</li> <li>➢ アンケート結果を考慮した事業 29 講座 / 46 講座のうち</li> <li>➢ 子育てセミナー運営委員会 5 回実施</li> </ul>	
立案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業に関する各種団体との連携・協力を深め、事業内容の深耕を図るとともに、地域特性及び地域課題に対応した学習プログラムを形成すること。</li> <li>・全市的なデジタルデバインド解消講座の開催すること。</li> <li>➢ 連携先を確保した事業 5 講座 デジタルデバインド系 5 講座</li> </ul>	
実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい地域価値の創造に向けて、地域人材の活用を進め、公民館の学習成果を地域に還元できる住民主体型の事業運営を行う。また、事業実施に関する情報発信を実施すること。</li> </ul> <p>R6度 実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 来館動機の弱い年齢層に対する参加及び協力への誘導              高校生、大学生、専門学生・・・67人 (R5 51人)              一般男性(30歳代～50歳代)・・・10人&lt;付き添い送り迎え除く&gt;</li> <li>➢ 地域人材講師の活用・・・12コマ</li> <li>➢ 効果的な情報発信・配信              桂萱公民館(桂萱市民SC)からの市インスタグラム投稿・・・13件投稿              前橋市ホームページ・・・随時更新(施設紹介・講座情報など)              公民館報「桂萱」の発行・・・カラー版1日を発行              ユーチューブ配信・・・1件投稿</li> </ul>	事業概要参照
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・客観的根拠をもとに各事業の効果測定を行い、公民館運営推進委員会への報告を始め、評価結果のフィードバックを通じて事業改善を図る。</li> </ul> <p>R6度 実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 講座実施後のアンケート実施・・・43回 / 95コマのうち</li> <li>➢ 講座の「満足」「やや満足」の割合・・・90%以上</li> </ul>	

## (4) 令和6年度桂萱公民館主催の講座・事業

&lt;写真投影あり&gt;3月未実施事業有

事業名 (市費分決算見込み)	対 象 《R6実績》	事業内容・事業のねらい等
1 青少年チャレンジ スクール (82千円) (夏)	・小中学生 《実績 延べ362人》	・異学年や別の学区の児童生徒同士が集い、諸活動を通して心身の健やかな育成と仲間づくりを図る。
2 いきいきシニア スクール (26千円)	・主に地区内60歳以上の高齢者・シニア 《実績 延べ230人》	・高齢化社会の中で、生き甲斐のある生活が送れるような生活態度を身につけることや地域社会の諸活動に進んで参画する意欲を高めるため、集団的に学び活動を提供。
3 学び合い、人権、 地域ふれあい事業 (33千円) (共催有)	・一般成人他 ① 学び合い 《実績延べ110人》 ② 人権 《実績延べ200人》 ③ 地域ふれあい 《実績延べ1777人》	・地域課題、生活課題、今日的課題などについての多様な学習要求を踏まえた学習を通して、地域活性化及び社会教育の充実を図る。学習会を基本として、幅広い年代層の参加者に学習の機会も提供する。 食育や生成AI、音楽、読書普及、健康づくり、エピソード募集など多岐にわたる学習活動を提供した。
4 地区文化祭 (140千円) (共催有)	・地区内全住民 <入場者延べ 2,195人>	・地区内で学習文化活動に取り組む住民・グループ・団体等が一堂に会し、それぞれの学習成果を発表し合い、互いの交流を深め、また地域文化への興味や関心、意識を高め、住みよい地域づくりに寄与する。
5 生涯学習奨励員活動 支援 (共催有)	・地区生涯学習奨励員 ・自治会長 《実績 100人》	・地区生涯学習奨励員・自治会長を対象に生涯学習活動を充実するための経験交流や学習を行う。 <ふれ愛コンサート><ふるさと探検調査>
6 自主学習グループ 支援事業 (12千円)	・自主学習グループ 《実績 延べ 27人》 見学人数は未把握	・公民館を利用する自主学習グループを対象に、リーダーとしての資質や知識を高めるための研修を実施。 会員を増やすための講座、見学会を実施。 <熱中症講座、フランス語、男性料理、サークル見学週間>
7 わいわい子育て セミナー (82千円) (共催有)	・乳幼児を持つ親連続 講座 《実績 延べ362人》 運営委員会5回 <前期その1> 在籍 12組、5回 <前期その2> 在籍 7組、5回 <野外> 8組、23人 <後期その3> 在籍 13組、5回講座 <クリスマス>12組39人	・0歳～1.5歳児、1.6歳児～3歳児の乳幼児を持つ親を対象に、家庭教育に係る学習を通して、明るく豊かな家庭生活を築こうとする意欲や実践力の向上を図る。また学習機会を通して、仲間作りを支援するために、関係機関を含めた住民参加の開設運営委員会を設け、学習プログラムを編成する。 <うち、託児付き講座3回> <番外編3コース、芋ほり、野外遊び、クリスマス会> ※野外芋ほりは、突然の衆議院選挙のため、急遽中止とした。

8 子育て支援講座 (0千円)	・ボランティア団体及び 地区住民 《未実施》	・子育て中の親の生涯学習活動を支援する「託児者」や「協力者」を養成し、地域で子どもを育てる意識や体制づくり等を支援する基盤づくりを図る。
9 インリーダー・ 育成指導者講習会 (24千円) (共催有)	・小学生 ・育成指導者 《インリーダー15人》 《育成指導者 8人》 ・育成会等役員 14人	・桂萱地区内の小学生を対象に、子ども会を自主運営できるリーダーを養成するための研修を実施するもの。 ・また、子どもを指導・援助する育成会指導者向け講習会を同時開催し、指導者としての基本的知識や技術を身につけ、地域で子どもを育成するための一助とする。
10 情報提供事業 (150千円) (共催有)	館報：地域全住民 配布実績 《延べ15万世帯閲覧》	・公民館活動、地区行事、学校行事など、様々な地域に係る内容の情報提供併せて、市、桂萱地区、各町の話題などを公民館報やホームページ、インスタグラム等を通して提供。 ユーチューブ学習動画を作成配信。 インターネット体験会を開催。 スマホ教室 ＜ユーチューブ視聴 149回（今年度作成分）＞

(5) 事業に伴う情報機関発信

- ① 桂萱公民館報(カラー刷り)  
 ② 前橋市ホームページへの事業募集内容など掲載  
 ③ 前橋市Instagramへの投稿  
 ④ 外部報道機関へ情報提供・掲載  
 ・人権七夕、インリーダー講習会、親子工作教室、  
 サマーチャレンジスクール(絵画教室、心の教室)、手話教室、文化祭、色エピソード展 ほか

(6) 部屋別の貸し出し状況(令和6年4月～令和7年2月) 上段：件数、下段：人数

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
公共団体	14	25	35	28	22	32	89	32	21	32	80	410
	218	615	408	324	214	411	5,133	333	215	302	4,541	12,714
青少年団体	18	21	14	23	18	26	31	19	14	21	20	225
	331	206	94	236	154	420	332	196	189	149	141	2,448
女性団体	2	1		2		1	1	2	3	1	2	15
	61	49		65		49	6	53	71	50	82	486
成人団体	154	151	155	157	140	160	155	157	149	152	148	1,678
	1,808	1,768	1,744	1,839	1,514	1,789	1,691	1,769	1,626	1,661	1,690	18,899
高齢者団体	2	3	3	1	1	3	2		1	1		17
	56	100	101	15	28	61	70		15	38		484

主催事業	3	4	10	14	17	18	21	48	25	17	4	181
	165	50	132	500	355	183	205	2,253	642	218	53	4,756
企業その他			1	3			3	2		2	1	12
			10	47			34	20		20	10	141
合計	193	205	218	228	198	240	302	260	213	226	255	2,538
	2,639	2,788	2,489	3,026	2,265	2,913	7,471	4,624	2,758	2,438	6,517	39,928

(7) 令和6年度 部屋別稼働率のまとめ (※2月末集計で対比)

	第1和室	第2和室	第3和室	造形室	講義室	ホール	会議室	調理室	合計
件数	266	293	71	290	329	581	409	118	2,357
総枠数	R6年度1,005枠 (R5総枠1008枠・R3-684・R2-594・R元-984)								—
R6稼働	26.5%	29.2%	7.1%	28.8%	32.7%	57.8%	40.7%	11.7%	29.3%
R5稼働	26.1%	29.4%	7.0%	25.5%	32.1%	58.4%	38.3%	12.9%	28.7%
R元稼働	33.0%	37.9%	13.8%	39.8%	48.7%	71.3%	42.9%	18.9%	38.3%

(8) 令和6年度の桂萱公民館の施設整備・補修等の状況

	場 所	補 修 内 容	備 考
1	ホール	舞台音響機器入替スピーカ (マイク、ミキサー、スピーカ)	ミキサー老朽化、マイク 故障やスピーカ反響あり
2	駐車場・屋外	中低木剪定 (R6は道路側) 玄関照明 LED化	
3	会議室	雨漏り屋根修繕	老朽化によるため
4	2階中庭	雨漏り柱グレーチング修繕	老朽化によるため
5	造形創作室	陶芸窯入替	使用時間超過に よる変形等
6	多目的トイレ	鍵掛け修繕 (手動化)	
7	図書分館	エアコン室外機基盤修理	

(9) 年間主催事業及び社会教育団体育成事業報告 R7.3.5現在

月	行 事 名
4	・各種関係団体総会 ・スポーツ協会総会 ・各学級、講座の開設準備 ＜奨励員＞ふるさと探検調査 (～通年)
5	・のびゆくこどものつどい・ふれあいのひろば ＜子育て親子支援＞子育てセミナー運営委員会～講座終了12月まで (5回) ・スポーツ協会スマイルボウリング大会 ＜地域ふれあい＞グランドゴルフ講座シーズン① (5～7月) 計8回 ・自主学习グループ連協野外研修 (長野県)
6	・自主学习グループ連協前期公民館清掃 ・スポーツ協会ソフトバレーボール大会 ＜人権＞《ロビー展》人権七夕飾り (～7月) パネル展示 ＜地域ふれあい＞第6回桂萱ビブリオバトル

7	<p>&lt;青少年チャレンジ&gt;インリーダー講習会・育成指導者講習会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回公民館運営推進委員会</li> </ul> <p>&lt;青少年チャレンジ&gt;サマーチャレンジスクール（～8月 計15回）</p> <p>&lt;情報提供&gt;桂萱スマホ教室</p>
8	<p>&lt;学び合い&gt;いきいきシニアスクール（～9月 計4回）</p> <p>&lt;情報提供&gt;インターネット体験会&amp;クールシェア</p>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ協会ゴルフ愛好会親善ゴルフ大会</li> </ul> <p>&lt;学び合い&gt;チャットGPT基礎講座</p> <p>&lt;地域ふれあい&gt;健康グラウンドゴルフ講座②（9～12月）計13回（3回中止）</p> <p>&lt;子育て親子支援&gt;わいわい子育てセミナーその1（全5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ協会ソフトボール大会（雨天中止）</li> </ul> <p>&lt;人権&gt;《ロビー展》手をつなぐ作品展&amp;福祉作業所物販</p>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区市民運動会（雨天中止）</li> <li>・地区文化祭&lt;舞台、展示、フロア、特別、生涯学習部門&gt;3日間</li> <li>・スポーツ協会グラウンドゴルフ大会</li> </ul> <p>&lt;子育て親子支援&gt;わいわい子育てセミナーその2（全5回）</p> <p>&lt;子育て親子支援&gt;荻窪公園で遊ぼう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・前橋の子どもを明るく育てる活動地区発表会</li> </ul> <p>&lt;情報提供&gt;秋の桂萱スマホ教室</p>
11	<p>&lt;子育て親子支援&gt;わいわい子育てセミナーその3（全5回）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ協会レディースバレーボール大会</li> </ul> <p>&lt;地域ふれあい&gt;第7回桂萱ビブリオバトル</p>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども会書画展表彰式《ロビー》書画展示</li> </ul> <p>&lt;学び合い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自主学习グループ連協後期公民館清掃</li> <li>・スポーツ協会卓球大会</li> </ul> <p>&lt;地域ふれあい&gt;わくわくワークショップで楽しもう&amp;桂萱公民館に行ってみよう</p> <p>&lt;地域ふれあい&gt;幸せエピソード「色」募集事業</p> <p>&lt;子育て親子支援&gt;ベビープログラム（計4回）</p>
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年度部屋利用減免申請説明会</li> </ul> <p>&lt;地域ふれあい&gt;健康グラウンドゴルフ講座③（1月～3月）計8回（1回中止）</p> <p>&lt;学び合い&gt;おとなのための音楽物語</p> <p>&lt;奨励員&gt;スマホ講座</p>
2	<p>&lt;地域ふれあい&gt;《ロビー》伝統工芸品（ひな人形）展示（3月まで）</p> <p>&lt;地域ふれあい&gt;もったいないスペシャルWeek</p> <p>&lt;自主学习グループ活動支援&gt;家庭協料理教室</p> <p>&lt;自主学习グループ活動支援&gt;見学・体験週間</p>
3	<p>&lt;人権&gt;料理教室（手をつなぐ育成会連携）</p> <p>&lt;自主学习グループ活動支援&gt;フランス語講座（中止）</p> <p>&lt;地域ふれあい&gt;幸せエピソード「色」ロビー展及び冊子作製配布</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第2回公民館運営推進委員会</li> </ul> <p>&lt;学び合い&gt;チャットGPT応用講座</p>
月例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館報桂萱の発行（毎月1日）うち、連協だより（7・1月）青健だより（3月）</li> </ul>



## 2 令和6年度桂萱公民館の事業個別報告について

### 3 次年度に向けて

○学習機会をひろげて、さまざまな主体と連携実施していく。

#### ●三大事業を通常実施

のびゆくこどものつどい・ふれあいの広場（R6時間短縮開催）、運動会（R6グランド不良中止）、文化祭の実施（R6衆議院選挙により延期実施）

#### ●公民館講座・事業

- ・人口に応じた講座行事数の確保（シニア・青少年含む）
- ・地区高校生の参加や講師補助となる事業
- ・動画による地域紹介、地域活動支援に結び付くもの
- ・大学や専門学校などとの連携事業
- ・普段足を運ばない世代や世代間交流を対象とした講座
- ・公民館ロビーを活用した紹介事業
- ・デジタルデバイド（情報化弱者）解消講座
- ・ボランティア活動を理解してもらう事業
- ・学習グループなどの会員や地区住民が講師となる講座

#### ●団体活動支援

- ・自主学習グループ支援
- ・生涯学習奨励員活動支援
- ・健全育成団体支援
- ・スポーツ協会活動支援
- ・自治会関係団体（社協など）との連携共催事業

#### ●公民館施設管理

- ・修繕個所の早期発見と予算計上。
- ・電子貸館予約システム稼働順次

自8月5日05時開  
答ト又原商委

# 資料編

(別紙)

## 1 前橋市公民館条例

## 2 前橋市公民館運営審議会規則

## 3 前橋市公民館運営推進委員会規則

## 4 第3期前橋市教育振興計画（概要版）

## 5 桂萱学習グループ一覧表（令和6年度）

## 6 公民館報桂萱（別紙）

項目	所在地
1 前橋市公民館条例	前橋市公民館
2 前橋市公民館運営審議会規則	前橋市公民館
3 前橋市公民館運営推進委員会規則	前橋市公民館
4 第3期前橋市教育振興計画（概要版）	前橋市公民館
5 桂萱学習グループ一覧表（令和6年度）	前橋市公民館
6 公民館報桂萱（別紙）	前橋市公民館

# ○前橋市公民館条例

昭和30年3月28日  
条例第24号

(設置)

第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号。以下「法」という。)第21条の規定により前橋市に公民館を設置する。

(目的)

第2条 公民館は、市民のために実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって市民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(名称、位置及び対象区域)

第3条 公民館の名称、位置及び対象区域は、次のとおりとする。

名称	位置	対象区域
前橋市中央公民館	前橋市本町二丁目12番1号	全市域
前橋市上川淵公民館	前橋市後閑町35番地	前橋市支所及び出張所設置条例(昭和42年前橋市条例第23号。以下「設置条例」という。)別表に定める上川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市上川淵公民館 上北分館	前橋市中内町7番地4	西善町 山王町 山王町一丁目 山王町二丁目 中内町 東善町
前橋市下川淵公民館	前橋市鶴光路町701番地	設置条例別表に定める下川淵市民サービスセンターの所管区域
前橋市芳賀公民館	前橋市鳥取町817番地	設置条例別表に定める芳賀市民サービスセンターの所管区域
前橋市桂萱公民館	前橋市上泉町141番地3	設置条例別表に定める桂萱市民サービスセンターの所管区域
前橋市東公民館	前橋市箱田町543番地1	設置条例別表に定める東市民サービスセンターの所管区域
前橋市元総社公民館	前橋市元総社町三丁目1番地1	設置条例別表に定める元総社市民サービスセンターの所管区域
前橋市総社公民館	前橋市総社町総社1583番地2	設置条例別表に定める総社市民サービスセンターの所管区域
前橋市総社公民館 桜が丘集会所	前橋市総社町桜が丘1208番地9	総社町桜が丘
前橋市南橋公民館	前橋市日輪寺町158番地	設置条例別表に定める南橋市民サービスセンターの所管区域
前橋市清里公民館	前橋市青梨子町339番地	設置条例別表に定める清里市民サービスセンターの所管区域
前橋市永明公民館	前橋市上大島町930番地1	設置条例別表に定める永明市民サービスセンターの所管区域

前橋市城南公民館	前橋市二之宮町1320番地	設置条例別表に定める城南支所の所管区域
前橋市大胡公民館	前橋市河原浜町480番地	設置条例別表に定める大胡支所の所管区域
前橋市宮城公民館	前橋市鼻毛石町1711番地8	設置条例別表に定める宮城支所の所管区域
前橋市宮城公民館 鼻毛石集会所	前橋市鼻毛石町647番地6	鼻毛石町
前橋市粕川公民館	前橋市粕川町西田面194番地4	設置条例別表に定める粕川支所の所管区域
前橋市粕川公民館 込皆戸集会所	前橋市粕川町込皆戸129番地1	粕川町込皆戸
前橋市粕川公民館 膳集会所	前橋市粕川町膳219番地2	粕川町膳
前橋市富士見公民館	前橋市富士見町田島866番地1	設置条例別表に定める富士見支所の所管区域

2 前橋市中央公民館は、全市域にわたる事業、公民館相互の連絡調整に関する事業  
その他個々の公民館に行うことが不相当と認められる事業を行う。

(昭41条例34・昭42条例27・昭43条例27・昭45条例35・昭45条例65・昭46条例41・  
昭47条例26・昭48条例22・昭49条例54・昭50条例19・昭53条例7・昭56条例37・昭5  
6条例55・昭57条例7・昭58条例20・昭58条例26・昭59条例6・昭61条例34・平元条例  
2・平2条例23・平12条例50・平16条例19・平18条例2・平18条例35・平19条例47・平  
20条例48・平23条例2・平23条例32・平26条例59・平28条例58・一部改正)

(管理)

第4条 公民館は、前橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(昭48条例22・平17条例44・一部改正)

(職員)

第5条 公民館に次の職員を置く。

- (1) 館長 1人
- (2) 主事 若干名
- (3) その他の職員 若干名

(昭58条例20・平8条例11・一部改正)

(職員の任免及び身分)

第6条 公民館職員の任免は、教育委員会が行う。

2 公民館職員の給与、服務その他必要な事項については、別に法律、命令等により  
特に規定された事項を除き、教育委員会事務局職員の例による。

(運営審議会及び運営推進委員会)

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」  
という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

(平12条例5・一部改正)

(審議会の委員の定数)

第8条 審議会の委員の定数は、20人以内とする。

(平8条例11・平12条例5・平24条例17・一部改正)

(審議会の委員の委嘱)

第9条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(平24条例17・追加)

(審議会の委員の任期)

第10条 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 審議会の委員は、再任されることができる。

(昭44条例23・平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第9条繰下・一部改正)

(経費)

第11条 公民館の維持運営に要する経費は、一般市費、補助金、寄附金その他の収入をもってこれに充てる。

(昭44条例23・旧第11条繰上、平24条例17・旧第10条繰下)

(規則への委任)

第12条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会が別にこれを定める。

(昭44条例23・旧第12条繰上、平8条例11・一部改正、平24条例17・旧第11条繰下)

附 則

この条例は、昭和30年4月1日から施行する。

《 附 則 中 略 》

附 則 (平成28年9月13日条例第58号)

この条例は、市規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第22号で平成29年4月1日から施行)

附 則 (令和3年12月17日条例第51号)

この条例は、令和4年5月16日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

○前橋市公民館運営審議会規則

昭和30年6月13日

教育委員会規則第27号

改正 昭和37年11月1日教委規則第7号

(目的)

第1条 前橋市公民館条例(昭和30年前橋市条例第24号)第7条に規定する前橋市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

(役員)

第2条 審議会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員を選出は、委員の互選による。

(役員の仕事)

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

(専門委員会)

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

(会議)

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

(委任)

第6条 この規則施行について必要な事項は、教育長にはかり中央公民館長がこれを定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和37年11月1日委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

○前橋市公民館運営推進委員会規則

昭和37年11月1日  
教育委員会規則第8号

改正 昭和49年4月30日教委規則第7号  
平成12年3月27日教委規則第13号  
平成13年5月28日教委規則第3号  
平成24年3月23日教委規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条第2項により設置される前橋市公民館運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）について定めることを目的とする。

(任務)

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

(定数及び委嘱)

第3条 推進委員会の委員の定数は10人以内とし、前橋市公民館条例第9条各号に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

(昭49教委規則7・平12教委規則13・平13教委規則3・平24教委規則6・一部改正)

(運営)

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年教育委員会規則第27号）の例によるものとする。

(委任)

第5条 この規則施行について、必要な事項は、教育長に諮り館長がこれを定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 前橋市公民館支館運営推進委員会規則（昭和30年教育委員会規則第28号）は、廃止する。

附 則（昭和49年4月30日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月27日教委規則第13号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月28日教委規則第3号）

この規則は、平成13年7月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日教委規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 第3期前橋市教育振興基本計画 【概要版】



### 01 「前橋市教育振興基本計画」について

#### 1 計画改訂の趣旨と位置づけ

- 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく計画
- 計画期間：6年間 令和5年度（2023年度）から令和10年度（2028年度）まで
- 第七次前橋市総合計画の行動指針を踏まえて計画を策定

#### 2 教育をめぐる本市の状況

##### 人口減少、少子高齢化、外国人の増加など多様化の進展

多様な人がお互いの良さを認め合うウェルビーイングの理念を実現する共生社会の形成や、人生100年時代において、学び直しや学び続けることができる場と機会の提供が求められています。

##### ICT技術の更なる進化やデジタル化など、変化が激しく予測困難な Society5.0 時代の到来

ICTを主体的に使う力、他者との対話を大切にしながら課題を解決していく力の育成が求められています。

##### 子供や子育てをめぐる環境の変化

体験活動や異年齢間交流の減少、経済的貧困・ヤングケアラーなど、子供や子育てをめぐる環境の変化に伴う問題に対して関係機関、地域や企業と連携した取組・支援が求められています。

##### 新学習指導要領の実施、GIGAスクール構想、「令和の日本型学校教育」の構築など、学校教育の転換期

社会に開かれた教育課程の実現、ICT技術の活用等を通じた教職員の多忙化解消、地域や企業等と連携した取組などが求められています。

##### 教育施設の老朽化、文化財の保護と活用

対症療法的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換、施設の長寿命化や財政負担の平準化が求められています。また文化財については、活用に向けた着実な調査・整備と専門的知見を有する人材の育成が求められています。

### 02 「第3期前橋市教育振興基本計画」が目指すもの

「第3期前橋市教育振興基本計画」は、本市の教育の大綱で定める前橋の教育が目指す人間像「多様な人と協働しながら、主体的・創造的に社会を創る人」を育むための計画です。



多様な人と協働しながら、  
主体的・創造的に社会を創る人



## 前橋の教育が目指す人間像を育成するための4つの指針と視点

第2期計画から考え方を引き継ぐ4つの「指針」（個を伸ばす）（認め合う）（創り出す）（未来へつなく）と教育をめぐる本市の状況を踏まえて定める「視点」は、次のとおりです。4つの「指針」と「視点」は、目指すべき人間像の育成にあたり、それぞれ関連し合うものと考えます。



#### 視点 個性を伸ばす学びの充実

前橋で学ぶすべての人が、学ぶ喜びを実感しながら個性や感性を伸ばし、人生100年時代を主体的に学び続けることができる場と機会を提供します。



#### 視点 多様性を認め合う学びの充実

ウェルビーイングの向上を目指し、年齢、性別、国籍、障害の有無、LGBTなど、多様な個性や価値観を認め合う寛容さと、共に支え合う社会性を育むことができる場と機会を提供します。



#### 視点 新たな価値を創造する学びの充実

急速に変化する社会（Society5.0）をたくましく生き抜くために、多様な人と協働しながら、持続可能な社会を主体的に創る力を育むことができる場と機会を提供します。



#### 視点 市民としての誇りを継承する学びの充実

前橋で暮らす、すべての人が、リアルとデジタルを融合した学びの中で自然や文化・歴史を再認識し、郷土を愛する心と未来を考える力を養う場と機会を提供します。

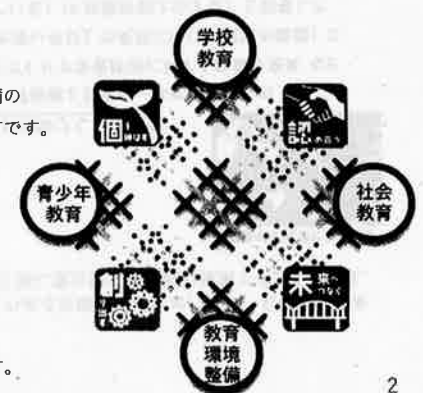
#### ◆ 目指す人間像の育成イメージ

4つの指針は、学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備のそれぞれの分野において、施策に取り組む際の基本となる考え方です。

4つの指針を踏まえて、各分野の施策に取り組むことにより、4つの指針と4つの分野が関連し合い、  
なていととこいと  
経糸と緯糸で織りなされる織物のように、  
目指すべき人間像が育成されるものと考えます。

県都前橋 生糸のまち 県都前橋 教育のまち

歴史を引き継ぎながら、新しい社会に向けた教育に取り組みます。





## 分野別 基本理念 及び 基本方針

### 学校教育

基本理念 **生きる力を育む学校教育の充実**

- |           |   |                           |
|-----------|---|---------------------------|
| (1)義務教育   | 効果的・効率的な学校経営に向けた体制づくりなど<br>「生きる喜び」や「学ぶ楽しさ」を実感できるなど        | 学校力を高める学校経営<br>魅力あふれる教育活動 |
| (2)高校教育   | 教職員の資質・能力の向上や組織的な生徒指導の充実など<br>学習と部活動の両立や様々な可能性を引き出す進路指導など | 学校力を高める学校経営<br>魅力あふれる教育活動 |
| (3)幼児教育   | 豊かな感性や思考力・判断力・表現力を育むなど                                    | 保育の充実を目指す幼児教育の推進          |
| (4)特別支援教育 | 自立や社会参加に向けた主体的な学びなど                                       | 特別支援教育及び教育相談機能の充実         |
| (5)教職員育成  | 将来に向けた指導的な役割を担う人材育成など                                     | 教職員研修、実践的研究機能の充実          |

### 青少年教育

基本理念 **人間性豊かな青少年の育成**

- |              |   |                                   |
|--------------|---|-----------------------------------|
| (1)地域健全育成    | 地域や家庭、学校の連携・協働による<br>子供が主体となった活動の支援など<br>多様な文化への関心や理解を高めるための                  | 地域健全育成活動の充実<br>国際理解教育活動の充実        |
| (2)生徒指導と教育相談 | いじめの防止や多様化・複雑化した不登校への対応など   | 学校の健全育成活動と、<br>子供をめぐる問題解決への支援の充実  |
| (3)体験的な学び    | 子供たちの安全意識と知的好奇心を育てる<br>新たなプログラムの作成など<br>多様な体験活動の創出による<br>主体的に生きる力と心豊かな子供の育成など | 交通安全・天文・環境教育の充実<br>科学・文化芸術教育活動の充実 |

### 社会教育

基本理念 **心豊かな前橋の文化の創造**

- |         |   |   |
|---------|---|---|
| (1)生涯学習 | 地域課題や市民ニーズに対応した魅力ある学びの場の提供など<br>個々の学習成果を社会へ還元できる仕組みづくりなど<br>個の学びを地域に還元し、前橋の人や価値を未来へ継承する | 「主体的な学び」の継続につながる<br>学習機会の提供<br>公民館・コミュニティセンターの充実<br>地域で活躍する人材の育成と活用 |
| (2)図書館  | 多様な学習要望への対応や子供の主体的な読書活動など   | 知的活動を支援する図書館の充実   |
| (3)文化財  | 新たな前橋の魅力の発見など   | 未来へつなぐ文化財等の保護と活用  |

### 教育環境整備

基本理念 **「学び」「創造」「交流」の場としての教育環境づくり**

- |           |                         |                               |
|-----------|-------------------------|-------------------------------|
| (1)教育施設整備 | 安全性と環境への配慮など            | 個人と社会のウェルビーイングを<br>つなぐ教育環境づくり |
| (2)学校給食   | 安全・安心でおいしい学校給食の安定的な供給など | 子供たちの健やかな成長を育む<br>学校給食の充実     |
| (3)教育振興基金 | 前橋の学びの未来を支える            | 市民や企業からの支援による<br>教育振興基金の充実    |

## 03 具体的重点施策

第3期計画は、計画と具体的施策の関連性を明確にし、実効性のある計画とするため、施策、具体的取組及び計画最終年の目標指標を記載しています。記載する施策は、第3期に重点的に取り組む施策です。ここでは、代表的な施策を記載しています。

### 学校教育

- 施策の目標** 学び続ける力の育成
- 施策 (No.4)** 主体的・対話的で深い学びの実現  
ICTを活用した新たな価値を見出す授業づくりの推進
- 具体的取組** ●「教育課程編成・実施の手引き」や「『指導と評価の一体化』のための学習評価のポイント」に基づく授業づくりや学習評価に対する助言の充実など
- 目標指標** 学校評価アンケート「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた授業の推進」について、「よく出来ている」、「大体出来ている」(4段階評価上位2位)と回答した教職員の割合
- |      |       |       |     |
|------|-------|-------|-----|
| R3年度 | 87.8% | R10年度 | 90% |
|------|-------|-------|-----|



児童生徒が主体となる授業

### 青少年教育

- 施策の目標** 学校支援体制の充実と問題行動の防止
- 施策 (No.22)** 児童生徒に寄り添った校内支援体制の充実
- 具体的取組** ● スクールアシスタントやオープンドアサポーター、スクールロイヤーなどの人材を活用した学校支援体制の充実  
● SOSの出し方に関する教育の普及・啓発の推進
- 目標指標** SOSの出し方に関する教育を年1回以上実施した学校の割合
- |      |     |       |      |
|------|-----|-------|------|
| R3年度 | 未実施 | R10年度 | 100% |
|------|-----|-------|------|



スクールロイヤーによるいじめ防止教育の授業

### 社会教育

- 施策の目標** 公民館及びコミュニティセンターにおける社会教育事業の充実
- 施策 (No.29)** 地域課題や市民ニーズに対応した多様な魅力ある学びの場の充実
- 具体的取組** ● 地域課題や学習ニーズを捉えた講座の充実  
(健康、食育、安全安心、デジタル活用等)
- 目標指標** 公民館及びコミュニティセンター事業開催回数(年間)
- |      |      |       |        |
|------|------|-------|--------|
| R3年度 | 627回 | R10年度 | 1,000回 |
|------|------|-------|--------|



明寿大学

### 教育環境整備

- 施策の目標** 文化財施設の整備
- 施策 (No.44)** 歴史や伝統文化などの特色を活かした文化財施設の適正な維持管理
- 具体的取組** ● 県及び市文化財保護指導員によるパトロール及び所有者への指導・助言の推進
- 目標指標** 文化財保護指導員による巡回監視の「A評価」、「B評価」(4段階評価上位2位)の割合
- |      |     |       |     |
|------|-----|-------|-----|
| R3年度 | 91% | R10年度 | 95% |
|------|-----|-------|-----|



鷺江閣

## 04 計画の進行管理

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づく点検及び評価を活用
- 年度ごとに設定した目標、評価対象年度の実績、計画期間終了後の達成目標の数値を踏まえ、客観的に評価します。評価の際は、施策に対する評価、具体的な改善策及び適切な指標の設定などに学校教育、青少年教育、社会教育、教育環境整備分野の学識経験者の知見を活用します。
- 点検及び評価を通じた施策の振り返り、課題の洗い出しや改善策の検討を行い、PDCAサイクルにより、計画を着実に実行し、本市教育の充実につなげていきます。なお、計画開始から3年を目安に中間評価を行います。

# 令和6年度 桂萱公民館「学習グループ」一覧表

No.	グループ名	内 容	学 習 日	学習時間	会 費	会員数
1	萱の実会	油 絵	第2・4月	夜間	月 3,000 円	13
2	桂の会	絵 画	毎週 木	午前	月 3,000 円	17
3	泉水彩クラブ	水彩画	第2・4金	午前	月 1,000 円	10
4	桂萱七宝クラブ	七宝焼	毎週 金	午前・午後	月 1,200 円	7
5	桂書道クラブ	漢字かな交じり	第1・3金	午後	月 1,500 円	16
6	桂萱短歌会萱の華	短 歌	第2水	午前	月 1,200 円	10
7	桂萱着付けサークル	着付け	第1・3水	午前	月 500 円	8
8	桂萱古文書を読む会	古文書解説	第3金	午前	年 4,000 円	12
9	コールかやの実	女声三部合唱	第1・2・3火	午前	月 2,000 円	17
10	桂萱フランス語クラブ	フランス語学習	第1・3火	午前	月 2,100 円	5
11	睦クラブ	社交ダンス	毎週 金	午前	月 2,000 円	19
12	桂萱例会	フォークダンス	毎週 土	午後	年 6,000 円	11
13	桂萱囲碁将棋クラブ	囲碁・将棋	毎週 土	午前	年 2,000 円	20
14	上州桂会	八木節 他	毎週 木	夜間	月 2,000 円	12
15	社交ダンス水曜クラブ	社交ダンス	毎週 水	午後	月 2,000 円	12
16	四重色合唱団	混声合唱	第2・3・4木	夜間	月 1,500 円	11
17	にんじんクラブ	家庭料理	第2木	午前	月 1,000 円	22
18	桂萱ストレッチ体操クラブ	ストレッチ	月3回 木	午後	月 1,000 円	39
19	手話コーラスクラブ	手話コーラス	第2水	午前	月 1,500 円	4
20	かやのみ太鼓	和太鼓	第2・4火	夜間	月 1,000 円	9
21	桂萱ファミリーハーモニカクラブ	ハーモニカ	第2・4火	午後	月 1,000 円	6
22	アンダンテピアノクラブ	ピアノ	第2・4木	午前	月 2,000 円	10
23	桂萱メンズクッキングクラブ	男性料理	第3水	夜間	月 2,000 円	13
24	ケーナサークル鳥と風	ケーナ	毎週 火	午後	月 2,200 円	14
25	式部の会	書 道	第2・4金	午後	月 2,000 円	9
26	わかばの会	教養学習	第3木	午前	会員 年 2,000 円 準会員 年 1,000 円	17
27	熟年ピアノクラブ	ピアノ	第1・3水	午前	月 2,500 円	7
28	桂萱歴史友の会 (R6.10月～休会)	歴史学習	第1木	午後	年 5,000 円	7
29	桂萱読み聞かせの会「はぐはぐ」	読み聞かせ学習	第1・3土	午前・午後	年 1,000 円	6
30	桂萱太極拳クラブ	太極拳	毎週 水	午前	月 1,000 円	19
31	ミュージカルユニットcabo	ミュージカル	不定期	不定	年 10,000 円	13
32	ヨガサークル ガネーシャ	ヨ ガ	毎週 火 (月4回)	午前	月 2,000 円	28
33	フォークダンス土曜会	フォークダンス	毎週 土	午前	年 6,000 円	13
34	武術太極拳クラブ	武術太極拳	第2・4月	午後	月 500 円	10
35	ダンスサークル なでしこ	社交ダンス	毎週 金	午後	月 2,000 円	13
36	モンレーヴ	手話学習・手話コーラス	第2・4土	夜間	月 250 円	8
37	楽陶クラブ	陶 芸	毎週 木	午前・午後	月 1,500 円	15
38	子育てサークル「にこにこ」	子育てサークル	第2・4土	午後	0 円	10
39	健康麻将前橋	健康マージャン	毎週 金	午後	2か月 1,000 円	30
40	健康麻将桂萱	健康マージャン	毎週 水	午後	2か月 1,000 円	37

※ 桂萱公民館 (TEL027-261-0111) で学習しているグループです。(R7.3.5現在)

※ 桂萱公民館にて、グループ代表者の連絡先をお教えしますので「グループの詳細、募集状況等」につきましては直接お問い合わせ下さい。